

御殿場市・小山町広域行政組合公告第2号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定により、特定事業として選定した（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業を実施する民間事業者を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価一般競争入札により募集及び選定するので、同令第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定により公告する。

平成27年1月15日

御殿場市・小山町広域行政組合
管理者 御殿場市長 若林 洋平



1. 一般競争入札に付する事項

(1) 事業名称 (仮称) 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設
(リサイクルセンター) 整備及び運営事業

(2) 事業場所 静岡県御殿場市神場字大道2536番地の22

(3) 事業方式 本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業者が、組合と事業契約を締結し、御殿場市内に新たに本事業施設を整備し、組合に所有権を移転したうえで、事業者が事業期間中の運営を行うBTO（Build:建設, Transfer:移転, Operate:運営）方式により実施する。

(4) 事業期間 事業期間は次のとおりとする。

ア 本事業施設の設計・建設	事業契約日～
イ 本施設の引渡し・所有権移転	平成29年9月30日
ウ 本施設の供用開始	平成29年10月1日
エ 既存粗大廃棄物処理場等の解体完了	平成30年3月31日
オ 事業期間終了（運営期間18年間）	平成47年3月31日

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。ただし、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とする 것도可能とする。

なお、入札参加者は企業1社を「代表企業」として定めるものとする。

イ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議のうえ、これを決定する。

ウ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

エ 落札者は、仮契約締結時までにSPCを御殿場市又は小山町のいずれかにおいて設立し、代表企業及び入札参加者の構成員はSPCへ出資しなければならない。

なお、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者中最大としなければならない。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成員のうち、設計企業、建設企業及び運営企業については、次の各号の要件を満たしていなければならない。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業で行う場合は、当該複数の企業で次の要件をすべて満たしていること。

(ア) 建屋の設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) プラントの設計を実施する企業にあつては、平成17年4月1日以降、10t/日以上の処理能力を有する地方公共団体のリサイクルセンターの工事を元請で契約し、完成後引渡しが完了した実績を1件以上有していること。

エ 建設企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業で行う場合は、建屋の建設を実施する企業はいずれの者も（ア）から（ウ）までを満たし、プラントの建設を実施する企業はいずれの者も（エ）から（キ）までを満たしていること。

(ア) 建屋の建設を実施する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けているこ

と。

(イ) 建屋の建設を実施する企業にあつては、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 770 点以上であること。

(ウ) 建屋の建設を実施する企業にあつては、参加表明書の提出期限日までに組合の建設工事等請負資格等を有していること。

(エ) プラントの建設を実施する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

(オ) プラントの建設を実施する企業にあつては、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。

(カ) プラントの建設を実施する企業にあつては、参加表明書の提出期限日までに組合の建設工事等請負資格等を有していること。

(キ) プラントの建設を実施する企業にあつては、平成 17 年 4 月 1 日以降、10t/日以上処理能力を有する地方公共団体のリサイクルセンターの工事を元請で契約し、完成後引渡し完了した実績を 1 件以上有していること。

オ 運営企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業で行う場合は、いずれの者も (ア) の要件を満たしていること。

(ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。

(イ) 平成 17 年 4 月 1 日以降、10t/日以上処理能力を有する地方公共団体のリサイクルセンターの 1 年以上の運転及び維持管理の元請としての実績を 1 件以上有していること。(複数の企業で運転実績及び維持管理実績を満たすことも可とする。)

(ウ) 本事業施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

3. 入札手続きに関する事項

- (1) 担当部局 〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地
御殿場市・小山町広域行政組合事務局施設課
電話 0550-82-4634 F A X 0550-84-0515

E-mail shisetsu@gotemba-oyama-kouiki.jp

(2) 入札説明書その他入札に必要な書類を示す場所及び期日

ア 場所 御殿場市・小山町広域行政組合ホームページ

<http://www.gotemba-oyama-kouiki.jp/>

イ 期日 平成 27 年 1 月 15 日 (木) から

(3) 参加表明書及び資格審査申請書類受付

ア 受付日時：平成 27 年 3 月 3 日 (火) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

イ 受付場所：御殿場市・小山町広域行政組合事務局施設課

(4) 資格審査結果の通知

平成 27 年 3 月 9 日 (月) に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。

(5) 提案書の受付

ア 受付日時：平成 27 年 5 月 29 日 (金) 午前 9 時～正午、午後 1 時～平成 3 時

イ 受付場所：御殿場市役所西館 2 階会議室

(6) 提案書に関するヒアリングの実施

入札価格が予定価格を超えていないことが確認された入札参加者を対象に、提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

ア 実施時期：平成 27 年 7 月 18 日 (土)

4. 入札予定価格

本事業の予定価格は、6,053,804 千円 (税抜き額) である。

5. 落札者の決定基準

(仮称) 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設 (リサイクルセンター) 整備及び運営事業 落札者決定基準による。

6. 入札保証金

免除する。

7. P F I 事業応募促進奨励金

落選者のうち、次点者及び次次点者に対しては、提案書の作成費用の一部を提案報奨金として、それぞれ 250 万円を限度として組合が交付する予定である。

具体的な交付手続及び交付可否等については、御殿場市・小山町広域行政組合 P F I 事業応募促進報奨金交付要綱 (平成 23 年組合告示第 1 号) によるものとする。

8. 契約手続

- (1) 組合は、落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者は、SPCを設立する。また、SPCは組合と事業契約の仮契約を締結する。
- (3) 事業者は、組合に対し、次のとおり、契約保証金を納付するものとする。
 - ア 事業契約日において、本事業施設の設計・建設に係る対価から割賦金利相当額を控除した総額の100分の10に相当する金額（消費税及び地方消費税を含む）
 - イ 本施設の供用開始日において、本事業施設の運營業務に係る対価の100分の10に相当する金額（消費税及び地方消費税を含む）
- ウ 上記ア及びイの規定に関わらず、組合は、次の各号の一に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - (ア) 事業者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
 - (イ) 事業者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき
 - (ウ) 事業者が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証保険契約を自ら締結し、又は建設企業をして締結させ、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の事業契約に基づく事業者の組合に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を組合のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出したとき
 - (エ) 事業者が、設計企業、建設企業及び運営企業をして、当該設計企業、建設企業又は運営企業の債務不履行により事業者に生ずる損害金の支払を保証する保証契約を組合管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間で締結させ、事業者が自己の負担において当該保証契約に基づき事業者が有する保証金支払請求権に対し、違約金支払債務その他の事業契約に基づく事業者の組合に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を組合のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出したとき
- (4) 事業契約仮契約は、組合議会に上程し、その議決を経た場合に、本契約となる。
- (5) 事業契約は、組合の提示条件及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・建設業務、運營業務、金額及び支払方法等を定めるものと

する。

9. 入札に関しての照会先

3. (1) に同じ。